

年金給付の種類

老齢基礎年金

10年以上の受給資格期間のある人は、65歳になったときに支給されます。

●受給の条件

下記の資格期間の合計が10年以上あること

- ・厚生年金や共済組合の加入期間（昭和36年4月以降）
- ・国民年金の保険料納付済期間（第3号被保険者期間を含む）
- ・免除・納付猶予・学生納付特例承認期間
- ・カラ期間（合算対象期間）※

※年金額の計算には入りませんが、年金の受給資格期間に入る次のような期間です。

- (1)20歳以上60歳未満で、国民年金に任意に加入できたが加入しなかった期間（昭和36年4月から昭和61年3月までの間）
- (2)20歳以上60歳未満で海外に居住していた期間（昭和36年4月以降）
- (3)20歳以上60歳未満の学生であった期間（昭和36年4月～平成3年3月までの間）など



●年金額 【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの者の額

847,300円（月額70,608円）

【844,900円（月額70,408円）】

※20歳から60歳まで（40年間）保険料を納めたときに65歳から受ける額です。

※付加保険料を納めた人は、200円×付加保険料納付済月数が上乗せされます。

※新規裁定者、既裁定者で年金額の変動率が異なる。また、端数処理のため年金額は月額合計と一致しない。

●繰上げ支給と繰下げ支給

国民年金の老齢基礎年金は、原則として65歳から支給されますが、希望すれば65歳前や65歳後でも希望の時期から年金を受け取ることができます。

※その他制限などがあるため、慎重に検討してから請求してください。

障害基礎年金

国民年金に加入している間、または20歳前（年金制度に加入していない期間）などに初診日（障害の原因となった病気やケガで初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やケガで障害の状態になった場合に支給されます。



●受給の条件

- ・初診日から1年6か月たった日、その間に症状が固定した場合は固定した日、または20歳に達した日（障害認定日）に障害の状態（国民年金法で定める障害等級1級・2級に該当するとき）にあること

※障害認定日に障害の状態になかった人が、その後65歳になるまでの間に障害が重くなった場合、再度請求することができます。

- ・初診日のある月の前々月までの加入期間の2/3以上の期間について保険料が納付または免除されているか直近の1年間に保険料の未納がないこと

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は上記の条件はありません。

●年金額 【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの者の額

1級:1,059,125円(月額88,260円) 2級:847,300円(月額70,608円)

【1,056,125円(月額88,010円)】 【844,900円(月額70,408円)】

※障害基礎年金を受ける人に生計を維持されている子※がいる場合には、次の金額が加算されます。

※端数処理のため年金額は月額合計額と一致しない。

子2人まで

1人につき 243,800円(月額20,316円)

子3人目から

1人につき 81,300円(月額6,775円)

※「子」… 18歳未満の子または、20歳未満で障害のある子をいいます。

遺族基礎年金

国民年金の加入者、または受給資格期間が25年以上ある人が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子※のいる配偶者、または子※に支給されます。※「子」… 18歳未満の子または、20歳未満で障害のある子をいいます。

● 受給の条件

亡くなった日のある月の前々月までの加入期間の2/3以上の期間について保険料が納付または免除されているか、直近の1年間に保険料の未納がないこと

● 年金額 【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの者の額

子の数	子のいる配偶者に支給される年金額	子のみの場合に支給される年金額
1人	1,091,100円（月額 90,925円）	847,300円（月額 70,608円）
	【1,088,700円（月額 90,725円）】	【844,900円（月額 70,408円）】
2人	1,334,900円（月額 111,241円）	1,091,100円（月額 90,925円）
	【1,332,500円（月額 111,041円）】	【1,088,700円（月額 90,725円）】

※端数処理のため年金額は月額合計額と一致しない。

寡婦年金（第1号被保険者のみの給付）

国民年金第1号被保険者として受給資格期間が10年以上ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けないまま死亡した場合に、その妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。

● 受給の条件

10年以上継続した婚姻関係があり、老齢基礎年金を繰上げ支給しておらず、夫に生計を維持されていた妻であること

● 年金額

夫が受けるはずであった老齢基礎年金の**4分の3**の金額です。

死亡一時金（第1号被保険者のみの給付）

国民年金第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けないまま死亡した場合に、生計を同一にしていた遺族に支給されます。

● 受給の条件

納めた月数(1/4納付月は1/4月、半額納付月は1/2月、3/4納付月は3/4月として計算)が36月以上ある方が死亡したとき

※遺族が、遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。
※寡婦年金と死亡一時金の両方とも受給資格があるときは、どちらか一方を選択します。

● 支給額

保険料を納めた月数に応じて
120,000円～320,000円です。
※付加保険料を36か月以上納めていたときは、8,500円が加算されます。

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されます。

給付金を受け取るには、年金を請求するときまたは給付金の支給要件に該当するようになったときに請求書の提出が必要です。

老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金

● 支給要件（以下のすべてを満たしている方が対象となります。）

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
- ② 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約91万円※以下である(令和7年度時点)
※毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定

● 給付額

5,620円(月額)を基準に、保険料納付済期間などに応じて算出されます。

障害年金生活者支援給付金

● 支給要件（以下のすべてを満たしている方が対象となります。）

- ① 障害基礎年金を受けている
- ② 前年の所得額が「4,794,000円※1+38万円※2×扶養親族数」以下である
※1 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円(令和7年度時点)

● 給付額

障害等級1級 7,025円(月額)
障害等級2級 5,620円(月額)

遺族年金生活者支援給付金

● 支給要件（以下のすべてを満たしている方が対象となります。）

- ① 遺族基礎年金を受けている
- ② 前年の所得額が「4,794,000円※1+38万円※2×扶養親族数」以下である
※1 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円(令和7年度時点)

● 給付額

5,620円(月額)
※2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,450円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。